

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

1,000百万円(3,000百万円)

【26年度補正】 2,000百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

PCB廃棄物特別措置法において、国がPCB廃棄物の処理施設の整備を行うこととされており、これまで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し、全国5箇所においてPCB廃棄物の拠点的広域処理施設の整備を行った。平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画によれば、各施設は遅くとも平成37年度までには処理を完了し、その後は処理設備について、すみやかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするための原状回復を行う必要がある。

一部地域においては平成34年度から本格化する処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

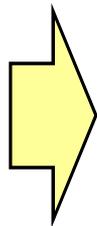
3. 施策の効果

PCB廃棄物処理施設の処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

27年度予算(案)額:1,000百万円(3,000百万円) 26年度補正予算額:2,000百万円 支出先:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、焼却処理方式による施設立地は、地元から排ガスが忌避され30年間実現せず(39戦39敗)。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備
- JESCO(政府100%出資)を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明(最初の北九州では100回以上の説明会)を行い、処理施設を整備。
- JESCOは、トランス・コンデンサについて、北九州事業所(H16)、大阪事業所(H18)、豊田事業所(H17)、東京事業所(H17)、北海道事業所(H20)を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ熔融処理設備を、北九州事業所(H21)、北海道事業所(H25)に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自らの資金調達して整備。**

現状

- トランス・コンデンサ等で約5割の処理が完了。
- 当初平成27年までの処理を計画していたが、追加的な安全対策等により処理の進捗が遅れていた状況を踏まえ、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画の変更の告示をおこなった。
- 変更後の基本計画において、今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在等を踏まえ、事業終了のための準備を行うため準備期間が各事業所ごとに設けられた。

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、すみやかなPCB除去・原状回復が求められている。
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費(国費)は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



**将来の適正かつ速やかな
PCB除去・原状回復を確
実にするため、JESCOに出
資**